

# 長崎発達支援親の会「のこのこ」 会 則

平成 21 年 4 月 19 日改定

- 1・名 称 : 本会は、長崎発達支援親の会「のこのこ」と称する。
- 2・目 的 : 本会は、発達障がい周辺児・者を持つ親同士の交流を図る。  
発達障がい児・者同士の交流を図る。  
発達障がいについて、教育機関や社会へ正しい理解を広げる。  
以上を、目的とする
- 3・正会員 : 全項目の目的に賛同する発達障がい児・者を持つ親または関係者の集まりで、会員制とする。
- 4・ニュース会員 : 遠方在住など、親の会の活動に日常的、物理的に参加できない方で、会員制とする
- 5・賛助会員 : 本会の趣旨に賛同し、支援してくださる方
- 6・活 動 : 本会は、全項目の目的を達するために次の活動を行う。  
①年 1 回の総会を開き、活動計画、予算、決算、役員を選出を行う  
②その他、本会の目的に適した活動を行う
- 7・役 員 : 本会に次の役員及び代表をおく  
会長 1 名、副会長 1～2 名、事務局 1 名、福祉行政担当 I～2 名、  
会計 1 名、監査 2 名  
原則として、会員は各活動の係りを担うこととする
- 8・会 費 : 正会員は、年 7, 100 円、ニュース会員 年 4, 000 円  
(全国親の会会費 1, 000 円、九州親の会会費 100 円を含む)  
賛助会員は、一口 3, 000 円
- 9・会則変更 : 本会の会則の変更は、総会の議を経て決定される

附則 ①本会は、宗教・政治活動に関与しない

②本会は、親の自助グループで成り立っています。

正会員には、何らかの役割を担っていただきます。

ただし、各人の事情などやむを得ず参加できない方は、この限りではありません。